

館山市景観計画（素案）に対するパブリックコメント実施結果

1. 実施概要

＜期 間＞	2018年10月26日（金）～12月25日（火）					
＜対 象＞	①市民	②市内に在勤・在学の方	③市内に事務所等がある個人・法人・その他団体			
＜方 法＞	提出用紙に記入の上、持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法により提出					
＜公表場所＞	① 市役所本館ロビー	② 図書館	③ コミュニティセンター	④ 各地区公民館	⑤ 菜の花ホール・豊津ホール・若潮ホール	⑥ 館山市ホームページ
＜提出意見＞	9名（20件）					

2. 意見一覧

※ご提出のあった意見を内容ごとに分類し、カテゴリ順に並び替えています。

※景観計画への関連が少ないものや直接の言及がないと判断されるようなご意見については、以下には掲載していませんが、市政運営の参考にさせていただきます。

No.	カテゴリ	ご意見	市からの回答（案）
1	重点地区	「赤屋根・白壁エリア」は、「特別地域」と「推奨地域」に分けて、「半義務化」と「希望者推進」に分けるべき。	ご意見にある「特別地域」と「推奨地域」に分けるとということについては、法的な義務を伴った規制誘導を行う「重点地区」と、法的な義務はないが、それに準じた地区に分けるとのご意見だと思えます。 景観計画において、行為の届出義務を求める場合、重点地区として明確なエリア分類をすることが必要となります。館山市景観計画（案）では、館山駅西口地区を重点地区に位置付け、屋根の色や外壁の色をはじめ、南欧風の街並みづくりを進めていく考えです。 よって、館山駅西口地区内で建築などを行う際は、すべて届出の対象となります。 館山駅西口地区のエリア外においては、一定以内の規模（高さ10m以下、もしくは建築面積が500㎡以下）であれば届出の義務はありませんが、重点地区を含めた周辺の街並みや自然景観と調和するよう、配慮した建築を行っていただきたいと考えています。
2	重点地区	電車、高速バスで館山駅に入ってくるルートは、「特別地域」に入れるべき。	ご意見の通り、高速バスで館山駅に入ってくるルートなど、玄関口となる場所の景観誘導は大切であると考えています。 今後、まちづくりの状況や地域の意向などを踏まえながら、検討をしていきたいと考えています。
3	重点地区	北条海岸における街並み景観形成指導要綱を、今回の館山市景観計画では景観条例制定に移行させる計画と理解できますが、その第1候補地は水産高校跡地を含む北条海岸になるべきです。地域の同意を得る努力、議会の賛同を得る努力と苦勞の多い事とは存じますが、館山市が房総半島の中核都市として、代々の子孫に愛される街であることを願いたいものです。	重点地区に位置付けると、市全体よりも景観形成基準が多く、またすべての建築行為などが届出対象となるため、地域の皆様のご理解とご協力が必要となります。 ご意見のとおり、北条海岸沿いの景観は館山市でも重要であると考えており、今回策定する館山市景観計画（案）では重点候補地区に位置付けています。 今後、地域の皆さんの機運やまちづくりの状況に応じて、重点地区に位置付けていくことを考えています。
4	広告物	道路上（脇）の看板を整理するべきだ。 ① 道路上（脇）の看板を指定場所とし、サイズ、型、色も指定する。 ② 各店の看板は原則一枚とし、サイズも指定する。 ③ 旗による宣伝は禁止する。 ＜先行実施場所＞ ・館山バイパス（館富トンネルからコメリ付近までの区間） ・鶴谷八幡神社通り（鶴谷八幡宮入口から八幡海岸までの区間） ・国道128号外房黒潮ライン（館山バイパスから北条海岸までの区間） ・内房なぎさライン（那古海岸から自衛隊までの区間）	現在、千葉県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置について禁止地域及び許可地域が定められております。 また、広告物の種類によっても設置位置やサイズ等が決められておりますので、引き続き、千葉県屋外広告物条例に基づき、誘導を図りたいと思えます。 ご提案の先行実施場所のように、特に屋外広告物のコントロールが求められるような場所については、必要に応じて、エリアを定めた重点地区を定める等により、市独自の誘導をしていくことも検討していきます。

No.	カテゴリ	ご意見	市からの回答（案）
5	工作物の色彩	<p>■自販機業界の活動としては、既に「景観と調和する自動販売機づくり」として、風致地区、景観地区における「自販機自主景観ガイドライン」を定めており、自販機景観推奨カラーを「修正マンセル表色系5Y 7.5/1.5」（*1）としています。当色彩は、風致地区、美観地区、住宅地区など、それぞれの場所での景観調和が図れます。</p> <p>実際多くの自治体（*2）では、周辺の景観と調和している自動販売機の色彩として、業界の自販機景観推奨カラー「5Y7.5/1.5」が認められており、高い評価を受けています。</p> <p>なお、当色彩（5Y7.5/1.5）は、色彩研究家の提案とアドバイスにより決まったものです。</p> <p>■従いまして、自動販売機の色彩を「5Y7.5/1.5」にすることで、色彩が統一され景観との調和は十分図れますので自販機景観推奨カラーをご認識頂き、景観形成基準として「新規設置の際は自販機業界ガイドラインに基づく推奨カラー（5Y7.5/1.5）」の文言を追加いただき、「選択」出来るようにしていただきたく再考をお願いいたします。</p> <p>上記の通り、業界の活動をご理解いただき、実態に即した景観計画を策定していただきたく、何卒ご配慮のほどお願い申し上げます。</p>	<p>館山市景観計画（案）では、工作物の形態・意匠・色彩は建築物に準じるとしています。</p> <p>ご提案いただいた「自販機自主景観ガイドライン」に基づく自動販売機の色彩をコントロールは、より周辺地域との調和が図れるものと考えます。したがって、工作物の形態・意匠・色彩の欄において、自販機景観推奨カラー「5Y7.5/1.5」を推奨することについて示すことを検討します。</p>
6	生け垣	<p>緑の生垣地域は、残してゆくべき。</p>	<p>槇の生垣地域のことかと思えます。ご意見の通り、館山市でも槇の生垣が連なる景観は重要な資源だととらえています。</p> <p>館山市景観計画（案）では、重点地区候補地区として、鶴谷八幡宮周辺地区を位置付ける予定です。</p>
7	生け垣	<p>景観計画を拝見させていただいたところ、北条地区の方針と重点地区の候補地として八幡神社周辺地区の槇の生垣に関しての言及がありました。「ちば文化的景観」にも選定されているこの地の槇の生垣が、市の景観計画にも反映されることは喜ばしいことです。</p> <p>ただ、私は八幡神社周辺地区外に家があります。八幡神社周辺地区の立派な槇の生垣ほどではありませんが、我が家を訪れるお客様の多くが、素朴ながらも周辺に残る槇の生垣をみて感銘されることが多々あります。また、そのような視点で見ると、八幡神社周辺地区に限らずとも、各所には連続した槇の生垣による素朴な景観が多く残っていることに気づかされます。そして同時に気づくことが、それら点々とした景観については近年少しづつ失われているということです。槇の生垣に関しては地域を限定するのではなく、細部にも目を向け、もう少し広がりをもった有機的な景観方針が必要と考えます。このままでは、槇の生垣がある地区とない地区とで明確に分かれてしまい館山の伝統的な景観と言えないものになってしまうのではないかと心配しています。</p>	<p>ご意見の通り、館山市でも槇の生垣が連なる景観は重要な資源だととらえています。</p> <p>館山市景観計画（案）では、重点地区候補地区として、鶴谷八幡宮周辺地区を位置付ける予定です。また、重点地区以外でも、景観形成基準の中では、槇の生垣の保全について示しています。一定の規模（高さ10m以下、もしくは建築面積が500㎡以下）であれば届出の義務はありませんが、景観形成基準への適合は求められます。</p>
8	沿道の雑草	<p>お客様をお迎えする主要幹線道路（主に南房総公園線＜船形バイパス～西岬～富崎地区＞）の沿道環境整備について、近年、県道沿道の荒廃が目立つばかりでなく、道路の安全な通行の障害となっています。条例制定とまではいかなくとも、生い茂る草木（竹）の背丈巾の草刈りの注意喚起、地域の指導等が必要ではないでしょうか。</p>	<p>草木の繁茂による沿道環境の悪化は良好な景観の阻害要因にもなるため、景観計画を運用していく中で、対応を検討していきます。</p>

No.	カテゴリ	ご意見	市からの回答（案）
9	沿道の雑草	布良～布沼間の海岸沿いある、人が徒歩や自転車でゆっくり散策し景観を楽しむべく整備されている「(遊)歩道」が雑草に侵略され、堆砂に埋もれ、人が通りづらい状況になっています。市は平砂浦のフラワーライン沿いに環境美化のための花壇整備を行い、季節の花を植えています。その協の(遊)歩道が雑草に覆われ、また砂に半分埋もれているような状況では、せつかくの花壇もあまり美しいとは感じられません。「花のまちづくり」のコンセプトには異論はなく、ドンドン進めていただきたいと思いますが、その前にまず、(遊)歩道を人がゆっくり、安全に散策できるようにしてもらいたい。「市の管轄」だ「県の管轄」だと言っていないで、市民、住民も巻き込んでこの景観整備をどうしていったらよいか考えるべきだと思う。「花壇整備」も維持管理に十分金かけないと、植えた花が盛期を過ぎた頃には、雑草にまかれ酷い状況を呈し「環境非美化」に貢献するので、そこの所を考えてほしい。 「市長」も、ぜひ一度海岸沿いの(遊)歩道をお歩きになって、どういう状況であるか、実感してみてください。	ご意見の通り、遊歩道は、景観を楽しみながら散策するもので、景観まちづくりにおいて重要なものです。今後、景観計画の運用の中で、活用や適性な管理についての検討を進めていきたいと考えています。 また、館山市景観計画（案）では、第10章4.に「花のまちづくりの具体的取組み」を示しています。その中で、行政が主体となる取組みとして、「公共施設等における景観の維持」を掲げています。市道だけでなく、国道や県道等でも、道路アダプトプログラムなどを活用しながら、道路管理者や市民、企業等と協力して花による沿道景観の維持・向上に努めることとしています。 「植栽」だけでなく「花壇の維持管理」といった内容を加えることを検討します。
10	自衛隊との共存	P36にゾーン区分とあるが、海上自衛隊基地周辺の景観をどのように整備計画するか明示願いたい。自衛隊の景観に与える影響は大きい。 出入口や周辺に花を植えるなどして、周辺に調和した景観づくりが求められるのではないかと。	館山市全域を景観区域に位置付けるため、海上自衛隊基地周辺についても景観計画の対象です。建築物や工作物等の建築、増改築などを行う際は、景観計画に基づき、周辺の景観や自然環境と調和するよう配慮をお願いできればと考えています。
11	観光施策との連携	【東京湾の玄関という立地を活かした取組】 ・東京港・横浜港だけでも年間数百隻単位の豪華客船が入出港に当たって洲崎沖を往来します。これらの豪華客船への発信を通じて世界への観光都市としてのPRが可能かと思えます。具体的には、花火の打ち上げ、那古寺の「大の字」のようなライトアップを航路に最も近い洲崎の海上・山肌に施す・などが考えられます。また、浚渫により現在より+2m程度の水深と棧橋の強度を確保する事で、5万t～8万t級の船舶が停泊出来れば、東京湾の玄関口であり鏡ヶ浦の先に富士山が展望できる景観を強みとしてPR力が増すのではないかと考えます。南房総地区は物流上大きなハンデキャップを負っておりますが、とりわけ東京オリンピックに向けての1年半のうちに、しっかりこの立地を上手く利用する方法を模索していくべきではないかと考えます。	港の活用は、観光振興に資するもので、交流人口の増加にもつながります。海を中心とした自然景観を阻害しない範囲で、今後も取組を進めて行き、多くの方に館山の景観をPRしていきたいと考えています。
12	海洋資源の保全	【海の美しさを活かす取組】 ・関東圏でも南房総館山の水質の良さは屈指のものと思っておりますが、沖縄諸島・小笠原諸島の島々との見かけ上の違いは砂の色かと考えます。水を吸収しても白色が保たれる白砂（正確にはサンゴ・貝・海生微生物の死骸だと思われませんが）を散布する事で、より館山の海の良さを際立たせる事が可能かと考えます。試験的に新井・見物・坂田等の比較的小規模の海岸で実施してみるのが効果を測り易いかと考えます。 ・既に取組が始まっているのかも知れませんが、世界的な地球温暖化の余波から、沖縄周辺の珊瑚の白化（死滅）が進んでおり行く行くは珊瑚の群生地の上昇が予測され、数十年先には南房総地区は珊瑚の繁殖に適したエリアになると考えられます（ある意味喜ばしいことでは無いのですが）。こういった時代に向けて育成に時間を要する珊瑚の繁殖により力を入れていく事も、数十年先を鑑みた財政安定に向けての取組として有効なのではないかと考えます。	海洋資源は館山の魅力であり、景観の視点からも重要な要素になるため、景観計画の運用の中で、その保全について検討していきます。
13	条例	市の条例は、「半永久的」であるべき。変える必要はない。	ご意見の通り、市の条例は、頻繁に変更されるものではありません。 ただし、地域のまちづくりの機運の高まりによっては重点地区の追加指定などが考えられ、その場合に適宜、変更される場合があります。

No.	カテゴリ	ご意見	市からの回答（案）
14	広域調整	首都圏に近い南房総の地は、いずれひとつにまとまるだろう（鴨川市、南房総市、鋸南町と合併）そのときのことを考えに入れて、周辺自治体にも今から働きかけておくこと。	景観は、市域などで区切られるものではなく一体的に考える必要があります。ご意見のとおり周辺自治体にも理解いただけるように周知してまいります。
15	周知活動	「館山市景観計画（素案）」は、市民に広く示し、意見討論をすべき。（市民意識の高揚、賛同を得て協力を求める）	ご意見の通り、館山市景観計画を策定するだけでなく、市民の皆さんに計画を知っていただき、協働で取組みを進めていくことが大切です。今後、市民の皆さんに計画の内容を知っていただけるよう、普及・啓発を行い、館山市全体として景観まちづくりに取り組んでいきます。
16	景観計画の運用	都市計画道路北条安布里線は市街地を2分する道路で火災、地震等の災害時に有効に効果を示す歩道付幅員16mの計画道路で、現在も都市計画法に準じて建替えを済ませた建物が散在しております。都市計画法制定以来40年以上経過していることもあって、法の認知は定着しており、都市計画法に準じた建替えは今後も徐々に進むこととなります。今後景観規制を加味した街づくりが確実に進むことを期待したいものです。	道路・街路整備には景観の視点は欠かせないものです。今後景観計画に沿った取組みを進めていきます。
17	景観計画の運用	景観に関する専門家とは具体的にどのような人物が該当するのか？	ランドスケープや色彩計画、建築計画などを専門に研究、指導等を行っている学識経験者や有識者を想定しています。
18	景観計画の運用	国定公園内での景観計画はどのような扱いになるのか？	国定公園は自然公園法に基づき、自然公園内で行われる建築行為や木竹の伐採、鉱物の採掘、屋外広告物の設置などについて制限が設けられています。自然公園法に基づいた制限と合わせて、公園区域内の施設については、館山市景観計画の基準にも適合する必要があります。
19	景観計画の運用	既存の建造物に対する対応はどのようにするのか？ 例えば、特定空家や手入れされない店舗等が景観を壊している場合の対応策についての記述が必要ではないか？	景観計画では、建替えや新築の際に景観形成基準に沿ったものとしていただくことになっていきます。ご意見の通り、地域の景観形成を考えれば、空き家や手入れされない店舗等に対する誘導も必要になってきます。第4章身近なコミュニティの景観まちづくり 2.ゾーン別景観まちづくりの方針において、景観形成につながる取組みとして空き家や空き地などの適正な管理、活用を示しています。これらは、館山市だけでなく、地域の皆さんと協力して取り組みたい内容であると考えています。
20	景観計画の運用	館山市では、景観法運用指針（P40）にある 景観農業振興地域整備計画は作成する予定はないか？	今回は、景観法に基づく館山市景観計画を策定しました。これは、第1章館山市景観計画の策定にも記載している通り、館山の景観をこれからも後世に残すとともに、景観形成を通じて地域価値の向上につなげたいという考えに基づきます。ご意見の「景観農業振興地域整備計画」について、現段階では作成する予定はありませんが、今後景観まちづくりを進めていく中で、必要に応じて計画策定の是非についても検討していきたいと考えます。